

現時点での論点整理



世界をつなぐ。未来をつくる。

出入国在留管理庁

Immigration Services Agency



ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

飲食料品製造業分野

- 水産加工業の業務区分の切り分け。
切り分けるほどの技能の違いがあるのか。それがなければ、不当な転籍制限にならないか。
現に水産加工業に従事している者はどのように扱われるのか。

自動車運送業分野（バス・タクシー運転者）

- バス・タクシーの運転の業務に従事する場合に必要な「通常の接遇能力」は、A 2（N 4）で足りるのか。
特定技能評価試験、新任運転者研修で当該能力について証明されているとしているが、具体的な説明が必要ではないか。例えば、「通常の接遇」として想定する場面を示した上、試験の出題例及び研修の内容でカバーできていることを示すべきではないか。
- 離島・半島ではA 2（N 4）外国人のバス単独乗務で問題がないとしているところ、交通事故・自然災害といった緊急時の場合には、「マニュアル以上の接遇能力」（イレギュラー事象への対応）が必要になると考えられるが、乗客の安全を守るため、誰が、どのような対応をするのか。

【第5回議場質問】

交通事故・自然災害といった緊急時においては、当該事故・災害の態様に加え、車両の位置情報、乗客の傷病の程度等を報告の上、関係機関との連絡・調整といった臨機応変な対応が必要となるように思われる。このような場合に誰にどのような内容についてどの言語で連絡をとりあい、対応していくのか、作業オペレーションを示してほしい（併せて、どこまでが「通常の接遇能力」で対応でき、どこからが「マニュアル以上の接遇能力」が必要となるのか具体的に説明してほしい）。

物流倉庫分野

- 外国人を受け入れることができる機関には、倉庫業者のほか、倉庫業者から業務委託を受けた事業者も含まれるが、業務委託の場合にあっては、安定的な業務の確保が難しく、雇用の継続の観点から懸念がある。倉庫業者から業務委託を受けた事業者を対象とするのであれば、雇用の継続等の観点から、上乗せ基準が必要ではないか。
- 転落、墜落や熱中症などの労働災害が考えられる中で、安全衛生の観点から、上乗せ基準が必要ではないか。

資源循環分野

- 廃棄物処理業は危険を伴う業務が多く、労働災害が多く発生している分野であり、安全衛生の観点から、上乗せ基準が必要ではないか。

工業製品製造業分野

- 繊維産業について、現在、特定技能制度で設けている上乗せ基準を踏まえて育成就労における上乗せ基準の検討も必要ではないか。

林業分野

- 林業は突出して労働災害が多く発生している分野であり、扱う器具も危険であるため、安全衛生の観点から、上乗せ基準が必要ではないか。

飲食料品製造業分野（水産加工業）

- 水産加工業は、魚の解体など危険を伴う業務が多く、労働災害が多く発生している分野であり、安全衛生の観点から、上乗せ基準が必要ではないか。